

2024年12月19日

会社名 SCSK株式会社
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭
(コード番号 9719 東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 清水 一政
(TEL: 03-5166-1150)

ネットワンシステムズ株式会社(証券コード:7518)に対する 公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ

SCSK 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2024 年 11 月 6 日付の取締役会決議により、ネットワンシステムズ株式会社(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、証券コード:7518、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)、本新株予約権(下記 I.1.(3)②において定義します。)及び本米国預託証券(下記 I.1.(3)③において定義します。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2024 年 11 月 7 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが 2024 年 12 月 18 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2024 年 12 月 25 日(本公開買付けの決済の開始日)付で、対象者は公開買付者の連結子会社となる予定であり、また、特定子会社に該当することになりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 SCSK株式会社
所在地 東京都江東区豊洲三丁目2番 20 号

(2) 対象者の名称

ネットワンシステムズ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

(ア) 2012 年 6 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2012 年度新株予約権」といいます。)(行使期間は 2012 年 7 月 3 日から 2042 年 7 月 2

日まで)

- (イ) 2013年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2013年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2013年7月2日から2043年7月1日まで)
- (ウ) 2014年6月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2014年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2014年7月4日から2044年7月3日まで)
- (エ) 2015年6月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2015年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年7月3日から2045年7月2日まで)
- (オ) 2016年6月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2016年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年7月5日から2046年7月4日まで)
- (カ) 2017年6月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2017年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年7月4日から2047年7月3日まで)
- (キ) 2018年6月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2018年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年7月3日から2048年7月2日まで)
- (ク) 2019年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2019年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年7月2日から2049年7月1日まで)
- (ケ) 2020年6月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2020年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年7月2日から2050年7月1日まで)
- (コ) 2021年6月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2021年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年7月13日から2051年7月12日まで)

なお、2012年度新株予約権、2013年度新株予約権、2014年度新株予約権、2015年度新株予約権、2016年度新株予約権、2017年度新株予約権、2018年度新株予約権、2019年度新株予約権、2020年度新株予約権及び2021年度新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。

③ 株券等預託証券

Deutsche Bank Trust Company Americas 及び Citibank, N.A. (以下「本預託銀行」と総称します。)により米国で発行されている対象者株式に係る米国預託証券(以下「本米国預託証券」といいます。)

(注)Deutsche Bank Trust Company Americas が2008年10月10日付及び2017年9月29日付で、Citibank, N.A.が2015年9月16日付で、米国証券取引委員会に提出

した本米国預託証券に係る届出書(Form F-6EF)又は訂正届出書(Form F-6 POS)によれば、対象者株式については、本米国預託証券が発行されていますが、対象者によれば、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得の対象とすることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)(以下「令」といいます。)第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受付けは行わず、本米国預託証券が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式(以下「本米国預託株式」といいます。)に係る対象者株式の応募の受付けを行うことにいたしました。なお、公開買付者は、米国居住者が所有する対象者株式、本新株予約権及び本米国預託証券を対象とする米国における公開買付けは実施しておりません。

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
79,440,893 株	52,960,600 株	一株

- (注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(52,960,600 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(52,960,600 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である 79,440,893 株を記載しております。当該最大数は、①対象者が 2024 年 11 月 12 日に提出した 2025 年3月期半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(80,308,700 株)に、②2024 年 11 月 6 日現在残存する本新株予約権の数の合計である 846 個の目的となる対象者株式の数(84,600 株)を加え、③対象者半期報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数(952,407 株)を控除した株式数(79,440,893 株、以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。)になります。
- (注3) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付

期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公司買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2024年11月7日(木曜日)から2024年12月18日(水曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金4,500円

② 本新株予約権1個につき、金1円

③ 本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株につき、金4,500円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公司買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(52,960,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(63,304,886株)が買付予定数の下限(52,960,600株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2024年12月19日に東京証券取引所において、本公司買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	63,304,886株	63,304,886株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 (本米国預託証券)	—	—
合計	63,304,886	63,304,886
(潜在株券等の数の合計)	(-)	(-)

(4)買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合-%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合-%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	633,048 個	(買付け等後における株券等所有割合79.69%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合-%)
対象者の総株主等の議決権の数	793,323 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は交付される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘定後株式総数に係る議決権数(794,408個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6)決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
2024年12月25日(水曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が2024年11月6日に公表した「ネットワンシステムズ株式会社(証券コード:7518)に対する公開買付けの開始及び資金の借入れに関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続きにつきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SCSK株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番20号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 子会社の異動(特定子会社の異動)について

1. 異動の理由

本公開買付けの結果、2024年12月25日(本公開買付けの決済の開始日)付で、対象者は公開買付者の連結子会社となる予定です。また、対象者の資本金の額が公開買付者の資本金の額の100分の10以上に相当するため、対象者は、同日をもって公開買付者の特定子会社に該当することになります。

2. 異動する子会社(対象者)の概要

①	名 称	ネットワンシステムズ株式会社
②	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
③	代 表 者 の 役 職・氏 名	代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史
④	事 業 内 容	世界の最先端技術を取り入れた情報インフラ構築とそれに関連したサービスの提供 戦略的なICT利活用を実現するノウハウの提供
⑤	資 本 金	12,279百万円(2024年9月30日現在)
⑥	設 立 年 月 日	1988年2月1日
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2024年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16.65%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13.03%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6.04%
	(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	

	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ 業務部)	2.97%	
	CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2.24%	
	明治安田生命保険相互会社	1.81%	
	TAIYO HANEI FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.45%	
	GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.44%	
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.43%	
	STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OMO2 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.43%	
⑧	公開買付者と対象者の関係		
資本関係	公開買付者と対象者との間には資本関係はありません。		
人的関係	公開買付者と対象者との間には人的関係はありません。		
取引関係	公開買付者は対象者との間で、ICT 製品に関する取引関係があります。		
関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の関連当事者に該当しません。		
⑨	対象者の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態		
決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
純資産	68,547百万円	75,764百万円	76,814百万円
総資産	161,713百万円	178,651百万円	164,909百万円
1株当たり純資産	832.48円	920.08円	967.03円
売上高	188,520百万円	209,680百万円	205,127百万円
営業利益	16,790百万円	20,635百万円	19,533百万円
経常利益	16,832百万円	20,660百万円	19,151百万円
親会社株主に帰属する	11,225百万円	14,458百万円	13,720百万円

当期純利益			
1株当たり	134.15円	175.95円	169.82円
当期純利益			
1株当たり配当金	72.00円	74.00円	77.00円

(注)「⑦大株主及び持株比率(2024年9月30日現在)」は、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の「大株主の状況」を基に記載しております。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1)異動前の所有株式数	－株 (議決権の数：－個)) (議決権所有割合：－%)
(2)取得株式数	63,304,886株 (議決権の数：633,048個) (議決権所有割合：79.69%)
(3)取得価額	取得価額：284,871百万円
(4)異動後の所有株式数	63,304,886株 (議決権の数：633,048個) (議決権所有割合：79.69%)

(注1)「議決権所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘定後株式総数(79,440,893株)に係る議決権数(794,408個)を分母として計算しております。

(注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3)「取得価額」は百万円未満を切り捨てております。なお、アドバイザリー費用等は含まれておりません。

4. 異動の日程(予定)

2024年12月25日(水曜日)(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

本公開買付けによる当該子会社の異動が公開買付者の連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上